

# 住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託事業者選定委員会設置要綱

5世保福政第934号

令和6年4月1日

## (目的及び設置)

第1条 住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託を行うにあたり、受託事業者を厳正かつ公平に選定するため、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金に関する業務委託に関する事項について、提案内容の審査及び検討をし、受託事業者を選定する。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、あらかじめ指定した者に職務を代行させることができる。

## (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を求め、若しくは必要な資料の提出等をさせることができる。

## (事務局)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉政策部保健福祉政策課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### (廃止期日)

- 2 この要綱は、本件委託業者との契約締結の日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

委員長	保健福祉政策部長
委員	保健福祉政策課長
委員	DX 推進担当課長